

高知港（特定港）における作業許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例

作業許可申請書

令和〇年〇月〇日

高知港長 殿

高知港：高知港長
その他適用港：高知海上保安部長

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

<ポイント>
目的：工事・作業の目的を**具体的**に記載する。
種類：工事・作業の主な種類を**簡潔**に記載する。
(例：起重機船作業、深浅測量、浚渫作業 等)

目的：本工事は、高知港〇〇防波堤工事の事前調査を目的とした音響測深機による深浅測量及び潜水調査

種類：作業船による深浅測量及び潜水調査作業

<ポイント>
・契約工期をそのまま記入せず、実際に工事・作業を行う期間及び時間を予備日を含めて記載してください。(期間中、数日しか作業しない場合は、実作業日数を記載願います。)

2 期間及び時間

期間 自 令和〇年〇月〇日

至 令和〇年〇月〇日（予備日：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日）

時間 日出から日没まで

3 作業区域又は場所

別紙（作業区域）のとおり

<ポイント>
・工事・作業区域を設定する場合、一般船舶への影響を少なくするため**必要最小限**の範囲としてください。
・作業区域等を表す場合は、**緯度・経度**若しくはできる限り海図に表示されている灯台等の**著名物標からの方位・距離**で記載願います。
・工事・作業を行う場合は、**作業区域と施工区域の範囲がわかる図面**を作成願います。(範囲・長さを〇mで記載)

4 施工方法

別紙（施工方法）のとおり

<ポイント>
・実施（施工）の順序に従い、**関係図面（平面図＋断面図）**を用いて簡潔明瞭に記載願います。なお、図面には**寸法を記載**願います。
・潜水作業は、潜水方法、潜水者数を記載願います。
・付近の可航幅が狭くなる工事・作業については、図面に**可航幅を明記**願います。また、作業船がアンカー等を使用する場合は、アンカーワイヤー長を記載願います。

5 その他

(1) 事故防止措置

(2) 緊急時の連絡体制図

(3) 添付資料

<ポイント>
工事・作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載願います。
・船舶交通に対する事故防止対策
・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
・作業船のアンカーワイヤー・投錨位置に対する事故防止対策
・油の流出、汚濁防止のための措置
・潜水作業等における事故防止対策
・中止基準（風速、波浪、視界等）
・海域利用者への周知、調整状況
・浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施結果 等

3 作業区域又は場所

(1) 作業区域

次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海域
作業区域

①	起点から真方位〇度〇メートル
②	①から真方位〇度〇メートル
③	②から真方位〇度〇メートル
④	③から真方位〇度〇メートル

業区域：上記①～④の各点及び陸岩に囲まれた海域



4 施工方法

(1) 深浅測量

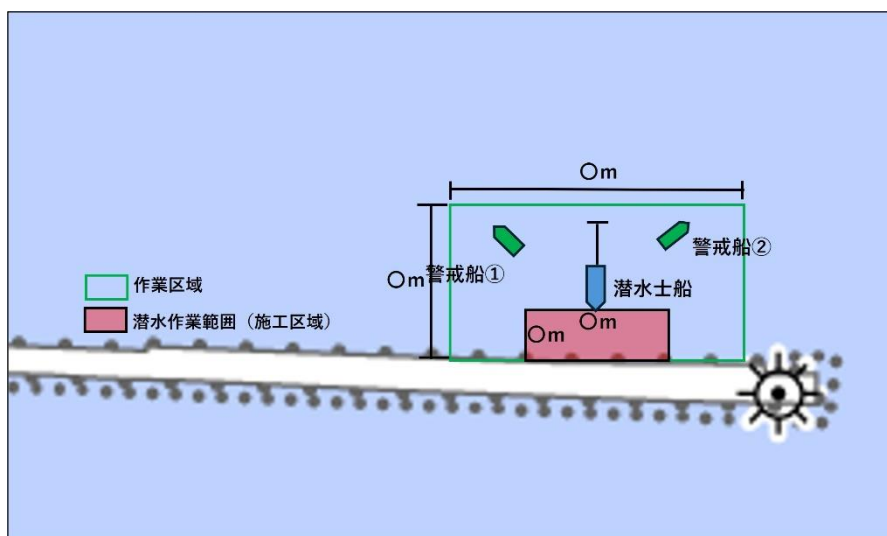
施工区域の現況地形を把握するため、マルチビーム測深機搭載の測量船にて深浅測量を行います。測深方向は高知水路と平行方向とし、測深間隔は10m程度としますが、風向きや潮流などの現場条件により、測深方向等を適宜、変更する場合があります。

工事完了時は、形状、出来形確認のため、事前測量と同様の方法で事後測量を行います。



(2) 潜水調査

護岸から0m以内の調査区域を赤旗で明示し、潜水士船（潜水士0名）を使用して、護岸の水面下の状態、海底堆積物の状況等を目視調査し、工事施工上の障害物等があれば適宜写真撮影を行います。



5 その他

(1) 事故防止措置

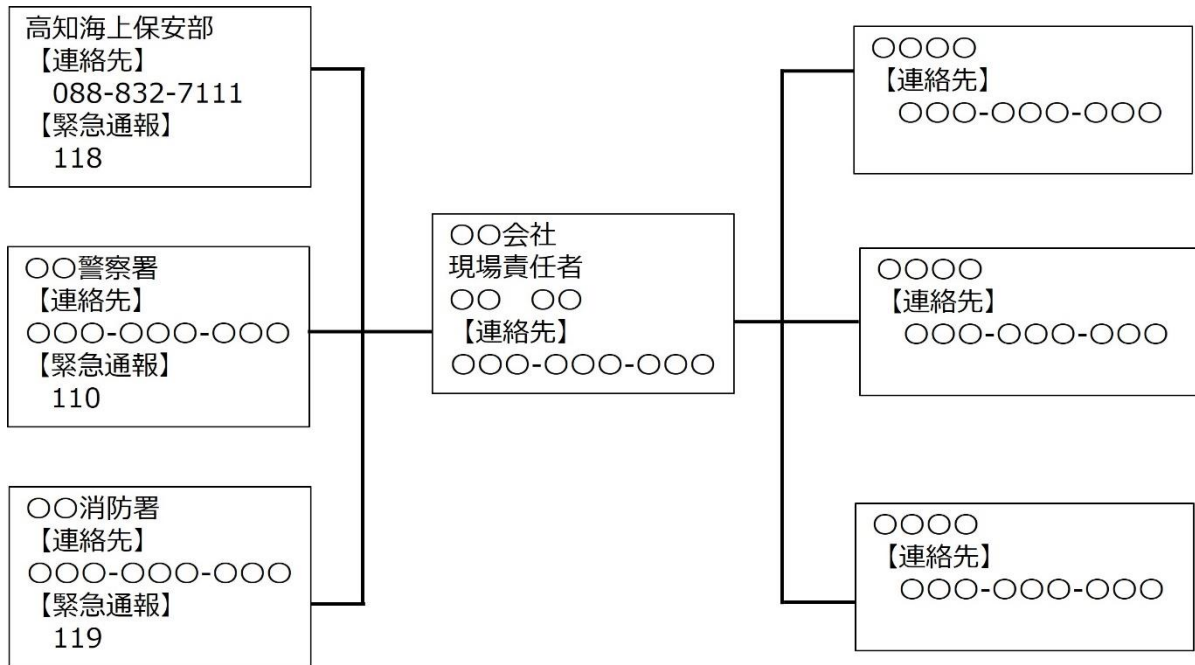
- ①本作業の現場責任者を次のとおり定め、作業全般の事故防止措置等について監督し事故防止を図ります。
- 現場責任者：〇〇〇〇（連絡先：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）
- ②作業中は、船上に専従の見張り員をたて、付近の船舶の動向に注意し、特に船舶の旋回時には、周囲の確認を確実にを行います。
- ③他の航行船舶に十分注意し、測量区域に進入若しくは進入する恐れのある船舶を認めた場合には、作業を中断して速やかに避航し、安全が確認された後、作業を再開します。
- ④潜水作業中、国際信号書の「A旗」を掲げるほか、専従警戒員を乗船させた警戒船1隻を潜水場所付近に配備し、赤旗及び拡声器を使用して付近航行船舶に注意喚起し、事故防止に努めます。異常接近する船舶を確認した場合、潜水士を潜水士船上に退避させ、安全が確認された後、作業を再開します。
- ⑤作業船と潜水士との連絡方法は、水中電話を使用します。
- ⑥作業に使用する資機材等が流出しないよう維持管理を確実にを行います。
- ⑦気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

【作業中止基準】

一般作業の場合		潜水作業の場合	
風速	〇m/秒以上の場合	風速	〇m/秒以上の場合
波高	〇m 以上の場合	波高	〇m 以上の場合
視程	〇m 以下の場合	視程	〇m 以下の場合
		潮流	〇ノット以上の場合

- ⑧作業区域周辺の船舶関係者等（〇〇会社、〇〇漁協）に対しては、事前に作業内容を周知説明します。
- ⑨事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、緊急連絡体制図により速やかに高知海上保安部へ連絡します。
- ⑩許可内容に変更が生じる場合には、事前に変更許可申請を行います。
- ⑪作業許可書又は写しを現場に携行し、何時でも提示できるようにしておきます。

(2) 緊急時の連絡体制図



(3) 使用船舶一覧

使用目的	船名	総トン数	船舶検査済票番号	船長名
作業船	OOO	OO	OO-OO	OO OO
警戒船	OOO	OO	OO-OO	OO OO

(4) 添付物

契約書又は発注証明書の写し 等